

3. 家庭的保育事業の今後への動き

○報告等における家庭的保育事業への言及

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(中間報告)(平成19年6月1日)－抜粋－
終点戦略策定に向けての基本的考え方

3 重点戦略策定の方向性

(包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築)

様々な働き方、ライフスタイルの選択に対応した子育て支援サービスの実現を目指し、3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)の充実を含めた多様で弾力的な保育の拡充、子育て家庭がその生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスの面的な整備を進めるとともに、産休・育休から保育サービスへの移行等利用者本位の切れ目のない支援を提供できるよう、子育て中の利用者の適正・確実な負担を求めて国民全体で支え合う包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図る。

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)－抜粋－

第4章 持続的で安心できる社会の実現

3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

(1)少子化対策の推進

② 包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築

様々な働き方・ライフスタイルに対応し、特に3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)や事業所内保育施設を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築する。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月18日)－抜粋－

3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

(具体的な制度設計の検討とともに先行して実施すべき課題)

○ 包括的な次世代育成支援を図る制度設計の検討とともに、平成21年度までの現行の「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、

・一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化のための家庭的保育の制度化

(略)

などの課題について、20年度において先行して実施すべきである。